

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成19年10月11日

【事業年度】 第83期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 太平洋工業株式会社

【英訳名】 PACIFIC INDUSTRIAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 小川 信也

【本店の所在の場所】 岐阜県大垣市久徳町100番地

【電話番号】 大垣(0584)93-0117

【事務連絡者氏名】 経理部ゼネラルマネージャー 浅野 晴紀

【最寄りの連絡場所】 岐阜県大垣市久徳町100番地

【電話番号】 大垣(0584)93-0117

【事務連絡者氏名】 経理部ゼネラルマネージャー 浅野 晴紀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出いたしました第83期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項のうち一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(5) <省略>

(6) 株主総会の特別決議要件

<省略>

(7) リスク管理体制の整備の状況

<省略>

(8) 役員報酬等の内容

<省略>

(9) 監査報酬の内容

<省略>

(訂正後)

(1)～(5) <省略>

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

①自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

②剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行なうことを可能とするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる旨を定款に定めております。

(7) 株主総会の特別決議要件

<省略>

(8) リスク管理体制の整備の状況

<省略>

(9) 役員報酬等の内容

<省略>

(10) 監査報酬の内容

<省略>